

一橋大学研究費不正使用防止計画推進室設置要項

平成19年5月9日
規則第118号

改正	平成21年10月19日	平成22年4月1日
	平成23年3月2日	平成23年8月3日
	平成24年8月1日	平成25年4月1日
	令和2年9月1日	

(目的)

第1条 国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）に全学的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 財務を担当する副学長
- 二 学長が指名する役員補佐
- 三 総務部長、財務部長、人事課長、研究・社会連携課長、財務課長、経理調達課長、人事課長代理、研究・社会連携課長代理及び財務課総務係長
- 四 その他、室長が指名する者 若干人

(室長等)

第3条 室長は、前条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、前条第2号の室員及び同条第3号の室員のうち部長1人をもって充てる。

(業務)

第4条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正発生要因の把握
 - 二 具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施
 - 三 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
 - 四 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言
 - 五 「一橋大学における研究に係る行動規範」の浸透を図るための方策の推進
- 2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、本学の教員の意見を聴取するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、人事課、財務課及び経理調達課の協力を得て研究・社会連携課が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行する。ただし、第4条第5号については、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年3月2日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年8月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月1日から施行する。